

大分県公共事業コスト構造改革プログラム

平成16年 11月

大 分 県

1. 大分県公共事業コスト構造改革プログラムの位置付け

本県における公共工事のコスト縮減は、平成10年度から12年度の3カ年間の取り組みにおいて、各部局の連携や創意工夫により、平成12年度のコスト縮減実績は9.5%と一定の成果を確保した。

しかし、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくこと、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。このため、平成13年度からは、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減を含めた総合的なコスト縮減について、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(以下「現行動計画」という。)を策定し、取り組んでいる。

平成16年度からは、現行動計画だけでは限界があることから、現行動計画を継続実施することに加え、公共事業のすべてのプロセスを見直す、「コスト構造改革」に取り組むこととした。見直しのポイントは、「事業のスピードアップ」、「設計の最適化」、「調達の最適化」とし、平成16年度から実施する「コスト構造改革」の施策プログラムとして、「大分県公共事業コスト構造改革プログラム」(以下「プログラム」という。)を策定する。

プログラムは、現行動計画に加え実施すべき施策をとりまとめたものであり、現行動計画で既の実施している施策は基本的に含まないが、現行動計画に記述があってもそれをより具体的に推進するための施策等は盛り込むこととする。

「コスト構造改革」は、コストの観点から公共事業の抜本的改革を目指すものであるため、プログラムには、直ちに実施できる施策のみではなく、検討、試行、関係機関との調整を行ったうえで、実施に移行する施策を含むものとする。したがって、プログラム策定後も、必要に応じて施策を追加、変更することとする。

プログラムの目標期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

2. プログラムの対象

プログラムの対象は、大分県が行う公共事業を対象とする。

コスト構造改革は、公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直すものである。したがって、検討、実施する施策は、直ちに事業のコストの低減につながるものに限定せず、普及・浸透することにより社会的コスト等も視野に入れた長期的なコストを低減させる施策や、事業実施の円滑化により事業便益の早期発現に資する施策等を幅広く含むものである。

コスト構造改革では、良質な社会資本整備を低廉な費用で整備・維持することを目指しており、施策の実施にあたっては、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本性能・品質の確保を図ることとする。

1. 具体的施策

(1) 事業のスピードアップ

事業をスピードアップすることにより、事業便益の早期発現など便益が増加することにつながり、便益の増加分に相当する費用を低減することが可能となる。

また、事業のスピードアップは、時間的効率性の向上を図ることになり、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減が可能となる。

【1】合意形成・協議・手続きの改善

事業が円滑にスタートできるように、各事業における構想段階から住民等との合意形成を図るための施策を導入・推進する。

施策1，構想段階からの合意形成手続きを導入、推進する。

事業ごとに事業プロセスの構想段階からの合意形成手続きを導入、推進する。

(具体事例)

- ・道路整備の構想段階等において、住民の意向を踏まえ、理解と協力を得ながら住民と共に創り育てる市民参画型道づくりを積極的に導入(道路)
- ・河川整備計画における住民参加プロセスを推進(河川)
- ・港湾計画の構想段階における新たな住民参加手続きの導入(港湾)
- ・まちづくりに関連する街路事業における住民参加プロセスの導入(都市計画)
- ・事業計画段階からNPO等多様な主体の参画をより一層図る(農林水産)

【2】事業の重点化・集中化

事業の重点化・集中化を図り社会資本の効率的整備を推進するため、事業評価を適正に実施し事業箇所を厳選するとともに、時間管理概念等による徹底した事業の進捗管理を行う。

施策2，事業評価を厳格に実施し、事業箇所を厳選する。

事前評価制度を平成16年度より実施する。

再評価を引き続き厳格に実施する。

施策3，完成時期を予め明示するなど事業の進捗管理を徹底するとともに、総事業管理の導入を検討する。

早期完成の必要性や効果が高い事業について完成時期を予め明示宣言するなど事業の進捗管理を徹底し、重点的な投資による早期供用開始を図る。

対外的に公表した期限・事業費の枠内での実施に向けた取り組みについて検討する。

(具体事例)

- ・投資効果が高いプロジェクト等から5年後の姿が見えるプロジェクトを抽出して、供用目標などを提示したうえで、毎年の事業の進捗管理を徹底する。(道路)

- ・事業採択時に事業期間を明示し、概ね5年以内の事業効果発現を目標に投資を重点化。
また、地域が策定した「みなとまちづくりプラン（仮称）」に基づき実施する事業を概ね5年間で完了できるように投資を重点化。（港湾）

【3】用地・補償の円滑化

公共用地を適正かつ円滑に取得するため、事業の早期段階から土地情報を把握するとともに、土地収用法を活用する。

施策4，補償金仲裁制度など土地収用法の活用を図る。

土地収用法の規定による補償金仲裁制度の周知を図る。

事業認定申請手続きへの移行条件を明確にし、手続きのルール化を図る。

施策5，用地取得業務に民間活力を活用する。

用地取得業務において委託可能な業務について、補償コンサルタント等の民間活力を活用する。

（2）計画・設計から管理までの各段階における最適化

計画した内容が求める機能に対して過大なものになっていないか、適切なサービス水準か、地域の実情にあった最適な設計になっているか、資源の循環利用を行っているか等の視点で計画・設計から管理までの各段階の最適化を図ることにより、工事コストの低減を図るとともに将来の維持管理費の低減を図る。

【1】計画・設計の見直し

計画・設計の最適化を目指し、計画・設計の自由度を増すことを目指す現行の基準類の性能規定化を推進するとともに、設計基準の特例値を活用するなど弾力的な運用や地域の実情にあった規格（ローカルルール）及び設計VEなどにより、現行の計画・設計を大胆に見直す。

施策6，基準類の性能規定化を推進するとともに、限界状態設計法への移行を図る。

「土木・建築にかかる設計の基本」に沿った基準類の改定、策定を行う。

（具体事例）

- ・「土木工事共通仕様書」の改定（共通）
- ・「道路事業参考資料」の改定（道路）「港湾の施設の技術上の基準」の性能規定化（港湾）「河川改修事業実務便覧」の改定（河川）

施策7，地域の実情にあった規格（ローカルルール）の設定を促進する。

地域の実情にあった合理的な計画・設計を推進するため、技術基準の弾力的運用、設定を行う。

(具体事例)

- ・ 1 . 5車線の道路整備の導入 (道路)
- ・ 地域高規格道路における追越区間付き 2車線構造の導入 (道路)
- ・ 県道・農林道等における道路構造令特例値の弾力的運用 (共通)
- ・ 砂防、治山ダムにおけるカットオフの採用 (砂防)
- ・ 林道等における波形縦断勾配の弾力的活用 (林道、治山)

施策 8 , 設計 V E を推進する。

平成 1 7 年度からインハウスエンジニアを主体とするワークショップ型設計 V E を試行する。

設計の早期段階から設計 V E を行い、専門家の提案、アドバイスを得る仕組みを構築する。

施策 9 , 平成 1 6 年度に設計の総点検を行う。

予備設計から施工段階までのすべての設計 (維持工事等は除く。) について総点検を行う。

【 2 】 新技術の活用

高品質、低コストを実現する新技術の活用を促進するための環境を整備し、計画 設計から管理までの各段階における新技術の活用を促進する。

施策 1 0 , 新技術を活用するための環境を整備するとともに、数値目標の設定等の取り組みを実施する。

国の機関等と連携し、新技術に関する内容、従来技術との比較、歩掛情報等の提供を行う。

新技術活用の数値目標の設定等、活用促進のための取り組みを進める。

施策 1 1 , ライフサイクルコスト縮減に寄与する新技術を活用するとともに、より効率的な維持管理を推進する。

新技術情報提供システム (N E T I S) を活用し、ライフサイクルコスト縮減に寄与する新技術の活用を推進する。

非破壊検査技術等新技術を活用した維持管理を推進する。

【 3 】 管理の見直し

社会資本ストックの増大に伴い、維持管理の重要性が増している。低コストの維持管理を実現するため、身近な社会資本の管理に際して地域住民等の参画を促進するとともに、ライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理の推進、既存ストックの有効活用等ソフト、ハード両面から管理の最適化を図る。

施策 1 2 , 地域住民等の参画による維持管理を推進する。

地域住民やボランティアの参加による維持管理を推進する。

(具体事例)

- ・ボランティアによる道路環境美化活動の推進(道路)
- ・河川愛護団体等との共同による河川整備を行うことにより地域が主体となって河川の維持管理を行う仕組みの構築(河川)

施策13, 既存ストックを有効活用及び適正な管理を推進し、ライフサイクルコスト等を低減するとともに早期の効果発現を図る。

既存ストック台帳・点検台帳の整備、点検要領の作成。

ライフサイクルコストの低減を図る補修計画の作成、実施。

【4】資源循環の促進

循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向けて、資源の循環利用による効率的整備を推進するため、現場発生材の再資源化、間伐材の積極的な活用を図るとともに、地域に賦存するバイオマス等の循環利用を促進する。

施策14, 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の一環として、県産材の利用を促進する。

地球温暖化防止を図るため、材料製造過程においてエネルギー消費の少ない県産材の利用を促進する。

木柵・丸太土留など道路関係施設、法面保護施設等に間伐材(県産材)を利用促進する。

施策15, 現場発生材を再生処理し、再資源化及び利用を促進する。

旧施設の撤去等により発生するコンクリート塊を現場内で再生処理、又は中間処理施設へ持ち込み再利用を図る。

伐採廃木材をチップ化し、敷料、農作物又は法面植生の生育基盤材等として再利用を促進する。

治山、林道現場で発生した根株等を小規模な土留めとしてするなど自然還元利用を促進する。(治山、林道)

貝殻等水産系副産物を再生処理した製品を魚礁等に活用する。(水産)

施策16, 地域に賦存するバイオマス等の循環利用を促進する。

家畜排泄物について、たい肥化処理施設の整備を通じて循環利用を促進する。

(3) 調達最適化

入札・契約の見直し、積算の見直しなど調達の最適化を図ることにより、技術による競争、民間技術力の活用を促進する。

【 1 】 入札・契約の見直し

民間の技術力が一層発揮されるように、技術提案を重視する調達方式を導入する。また、入札事務の効率化、受注者の移動コストの縮減を図るため電子入札を推進する。

施策 17 , V E 方式等の技術力による競争を推進する。

平成 17 年度から契約後 V E 方式を試行する。

受注者へのインセンティブとして、優れた V E 提案をした受注者への優遇措置（受注機会の確保等）を検討・試行する。

入札時 V E（総合評価型）方式等の入札方式の導入を検討する。

施策 18 , 競争性・透明性の一層の向上に向けて要件設定型一般競争入札の拡大を図る。

平成 16 年 4 月から要件設定型一般競争入札の対象工事の範囲を予定価格 2 億円以上から 1 億円に拡大したが、競争性・透明性の一層の向上に向けて、要件設定型一般競争入札の拡大を図る。

施策 19 , 入札業務の効率化を図るため、工事発注の手続き期間の短縮を図る環境を整備する。

入札参加者の負担軽減、発注者事務の軽減を図るため、要件設定型一般競争入札において手続き期間を短縮する事後審査を平成 16 年度導入する。

施策 20 , 電子調達を推進する。

平成 18 年度から電子入札を試行する。（平成 19 年度より完全導入。）

【 2 】 積算の見直し

積算価格の説明性・市場性の向上を図り、積算業務の省力化を図るため現行の積算手法を見直す。

施策 21 , 「積み上げ方式」から歩掛を用いない「施工単価方式」への積算大系の転換に向けた検討を行う。

積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」への移行を検討する。

施策 22 , 資材単価等について見積徴収方式の活用を図る。

汎用性の低い資材について「数量」「時期」「場所」等を限定した見積徴収（「当該工事限り」）し、妥当性を検証したうえで最安値を積算へ反映する。

歩掛が整備されていない委託業務について、見積徴収（「当該業務限り」）し、妥当性を検証したうえで最安値を積算へ反映する。

4. フォローアップ

プログラムの実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、「大分県公共工事コスト縮減対策協議会」(委員長：大分県副知事)において適切にフォローアップし、その結果を公表する。

フォローアップにあたっては、プログラムに示した各施策に実施状況を検証するとともに、これらの取り組みによるコスト縮減の効果を、現時点で評価可能な項目について数値目標を設定して評価する。

数値目標は、事業のスピードアップ、設計の最適化、調達の最適化を見直しのポイントとし、公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」の取り組みを評価するため、従来からの工事コストの縮減に加え、(ア)規格の見直しによるコストの縮減、(イ)事業のスピードアップが図れることによる便益の向上、(ウ)将来の維持管理費の縮減をも評価する「総合コスト縮減率」を設定し、平成16年度から5年間で、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

なお、総合コスト縮減率の詳細な算定方法については、「フォローアップ実施要領」において定める。

